

米軍嘉手納基地への米海兵隊所属無人偵察機（MQ-9）の一時配備に対する意見書

昨年10月6日、米軍嘉手納基地に米空軍無人偵察機（MQ-9）8機と隊員約100人が、期間を定めずに配備され、本年5月20日には、米海軍の無人偵察機（MQ-4）2機と隊員約50人が、10月までの期間一時配備されている。

そのような中、沖縄防衛局から本年8月23日に沖縄県と嘉手納基地周辺自治体に対し、新たに米海兵隊所属の無人偵察機（MQ-9）6機以下を米軍嘉手納基地へ約1年間一時配備すると情報提供があった。

南西地域周辺での情報収集、警戒監視及び偵察機能の強化が求められていることは承知しているが、具体的な負担軽減が示されない中、米海兵隊所属の無人偵察機（MQ-9）の一時配備は、基地機能強化につながりかねず基地負担軽減に逆行するもので到底容認できるものではない。

嘉手納基地周辺住民は、基地があることで不安を抱えながらの生活を余儀なくされ、精神的負担は計り知れない。日米両政府はそのことを認識し、ルールの遵守と実質的な負担軽減を図るべきである。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 米軍嘉手納基地への海兵隊所属無人偵察機（MQ-9）の一時配備を中止させること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図ること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 4 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長